

[平成12年 予算審査特別委員会]-[03月14日-03号]-P. 242

◆青山圭一 委員 私は、一問一答方式で、建設局長に平瀬川支川について、環境局長に生活環境事業所について、また総合企画局長にPFIについてそれぞれお伺いいたします。

初めに、建設局長に平瀬川支川の整備についてお伺いいたします。平成11年第3回の定例議会におきまして、平瀬川支川の整備につきまして質問をいたしましたが、その後の整備の状況と今後の見通しにつきまして伺います。また、最近、平瀬川支川の整備を進める地元の会が発足したと聞いておりますが、どのようなものなのか、あわせて伺います。

◎引野憲治 建設局長 平瀬川支川についての幾つかのご質問でございますが、初めに、平瀬川支川の整備状況と今後の見通しでございますが、平瀬川支川は延長2,330メートルの河川で、菅生小学校付近の本川との合流点から主要地方道横浜生田までの約780メートルを改修しております。改修率は約33%でございます。平成11年度事業といたしましては、主要地方道横浜生田から聖マリアンナ医大交差点までの整備計画区間約550メートルのうち、下流より約120メートルを施工中でございます。平成12年度は、その上流約100メートルの工事を予定しており、今後、順次上流に向け整備してまいります。

また、聖マリアンナ医大交差点から多摩区長沢4丁目までの約1,000メートルの区間につきましては、平成11年度より下流部分から用地取得に着手しており、今後、順次上流に向け、用地取得を努力してまいります。

次に、地域とのかかわりについてでございますが、河川整備に際しましては、潤いのある河川空間の創出や親しみやすい川としての整備を目指しております。そうした整備計画の策定に当たってさまざまな立場の方々からご意見をお聞きするため、学識経験者、地域の代表の方、関係各機関で構成する、平瀬川支川「いい川づくり」推進委員会を設置いたしまして、本年1月26日に既に開催したところでございます。さらに、地域の方々の幅広いご意見やご要望を集約し、推進委員会に反映する組織といたしまして、地域の方々と区役所とで構成します。平瀬川長沢流域協議会の設立を予定しております。今後とも、地域に密着した河川整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ご答弁によりますと、現在まで、平瀬川支川整備区間2,330メートルのうち、約780メートルを改修し、今年度事業として約120メートルの工事を施工中とのこと。このペースでいきますと、残りの整備区間は1,550メートルを120で割りますと、すべての改修をするまでに約10年以上もかかる計算になるわけです。昨年の6月議会でも申し上げましたが、平瀬川支川最上流部である多摩区長沢地区は、急速な周辺の開発により多くの緑が失われ、近年、たびたび水害に見舞われるようになっております。平成6年7月の大雨のときには、長沢53号線の東長沢交差点付近を中心に道路冠水や床下、床上水害が発生し、地域は非常に大きな被害をこうむりました。長沢地区の雨水はすべて平瀬川に最終的に流れ込んでおり、平瀬川支川の改修工事の早期完成は地域の方々の悲願であります。また、いつ大きな災害が起こるかもわかりません。早急な支川の改修工事が望まれるところでございます。さらに、地元の方々より、用地買収の交渉は一体いつになるのか、あるいは、これ以上年をとって他の土地に移りたくない。今なら用地買収の交渉に応じるが、余りにも年数がかかるようであれば交渉には応じたくないとの声も聞かれます。

そこで、本事業の改修工事の完成時期、用地買収の計画についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

◎引野憲治 建設局長 改修工事の完成時期と用地取得の計画についてのご質問でございますが、多摩区長沢地区の平瀬川支川につきましては、早期の改修が必要と考えており、本市といたしましても優先的に事業を進めている河川でございます。しかしながら、河川改修は下流から上流に向け、順次改修していくのが基本でありまして、整備については、用地の取得など、完成までに長期間を要する事業でございます。厳しい財政状況の中ではございますが、財政確保につきまして国等にも強く要望いたしまして、早期完成に向け、努力してまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 改修工事の完成時期や買収計画につきまして、残念ながら明確な回答はいただけませんでしたけれども、近々、区役所と地域の方々との共同作業による、平瀬川長沢流域協議会も設立されるとのことであり、地元の方々の平瀬川支川改修に関する機運も非常に高まってきております。建設局長の答弁では、早期完成に努力をしておりますとのことです。厳しい財政状況でございますが、事業推進に向け、ご尽力されますよう強く要望いたします。

次に、環境局長に生活環境事業所についてお伺いいたします。昨年の12月、決算審査特別委員会での私の多摩生活環境事業所等における粗大ごみの電話の受け付け体制についての質問に対しまして、環境局長は、市民の皆さんには粗大ごみの受け付け電話がつながりにくい現状に対して大変ご迷惑をかけているため、その早期改善が必要と考えている。改善策として検討している具体的な内容に、粗大ごみの受け付けシステムの立て直しを考えている。その内容は、受け付け業務を委託化し、20名ほどの受け付け要員を配置するなど、専門的な受け付け体制の確立を目指したものであり、多摩生活環境事業所を含む市内全域を対象として検討しており、関係局と協議の上、できるだけ早い時期に実施してまいりたいとの趣旨の答弁をされました。市民の皆様を初め私も大いに期待をしているところですが、受け付け業務の委託化をするのは難しい、そんな声も聞こえてまいります。その後の取り組みについてお伺いいたします。

◎瀧田浩 環境局長 多摩生活環境事業所の粗大ごみの受け付け体制についてのご質問でございますが、粗大ごみの受け付け体制につきましては、これまで改善策として受け付け業務の委託化を検討してきたところでございます。しかしながら、委託化に伴う経費が高額になりますこと、また平成13年4月の家電リサイクル法の施行に伴いまして、申込件数の減少が見込まれますことなどから、平成12年度は電話回線数を5本増設するとともに、事業所職員のほかに配置しております電話受け付け要員を3名増員し、8名体制とすることにより対応してまいりたいと存じます。

電話回線の増設は交換機の更新工事を必要としますので、実施は8月以降になりますが、この改善によりまして話し中となる状況が相当改善できるものと考えております。なお、これらの改善に関する経費といたしましては約920万円を計上しております。平成12年度につきましては、このような体制で対応してまいります。平成13年4月に施行されます家

電リサイクル法の影響なども見ながら、今後とも各種の方策を検討してまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 平成12年度8月以降に電話の増設等の改善策をとり、平成13年4月から施行される家電リサイクル法の影響なども見ながら、今後とも各種の方策を検討していくとの答弁ですが、そこで何点か伺います。家電リサイクル法の施行に伴い、申込件数はどのくらい減ると予測しているのか。また、この改善策で仮に効果が余り上がらない場合には、各種方策を検討し、実施をしていただけると理解してよろしいのかお伺いいたします。

◎瀧田浩 環境局長 粗大ごみの申込件数の予測等についてのご質問でございますが、家電リサイクル法に対します本市の対応につきましては、現在検討中でございますが、仮にテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目が市の粗大ごみ収集の対象から外れることとなりますと、これら4品目のこれまでの収集実績から、個数としましては25%程度が減少することになりますので、申込件数といたしましても相当数の減少が予測されるところでございます。また、今回の改善策で相応の効果が上がらなかった場合につきましては、改善に向けたさらなる対応策を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 相当改善が見込まれるとの答弁であり、具体的にどれくらい件数が減るかについての予測は、残念ながらお答えをいただけませんでした。厳しい財政状況の中で多摩生活環境事業所に平成12年度、電話回線数を5本増設し、電話受け付け要員を3名増員することですので、一定の評価をいたしますが、果たしてこのような対応で混雑の解消が図れるのか、非常に心配をしております。受け付け業務の委託化を早急に図っていきたく12月議会で環境局長の答弁もございましたが、委託化に伴う経費が高額になることと、今回このような措置が検討されたと思います。しかし、東京都では既に受け付け業務の委託化を実施しておりますし、横浜市でも来年度から実施をする方向と聞いておりますので、工夫次第で委託化も可能であると思います。効果が上がらない場合は各種方法を検討し、実施していくことですので、市民の皆様の利便性がより図れるよう、状況を見ながら適切な対応をされるよう強く要望いたします。

次に、総合企画局長にPFIについてお伺いいたします。平成11年9月定例会におきまして、私どもの会派の代表質問の中で、平成11年7月にPFIを含めた新たな事業手法を検討するため、庁内に新事業手法検討会議を設置し、平成11年度末を目途に川崎版のPFI基本方針を策定してまいりたいとの答弁をいただきましたが、その後の取り組みについて伺います。また、これまで新事業手法検討会議がどのようなメンバーで何回開かれたかについてもあわせて伺います。

◎君嶋武胤 総合企画局長 PFIについてのご質問ですが、ご指摘のとおり、PFIなど、新たな事業手法の導入について検討するために、昨年7月に庁内に新事業手法検討会議を設置いたしました。これは民間のノウハウ、資金の活用、既存施設の有効活用などを通して中期計画の着実な推進と効率的な行財政運営及び市民サービスの向上を図るこ

となどを目的としたものでございます。これまでの主な取り組みといたしましては、PFI法の概要把握や導入に当たっての問題点また課題の整理、さらに新・中期計画事業の中から今後検討を加えていく事業の抽出や類型化、あるいは新たな手法と公共が行う場合との比較、評価をするための総費用の算出方法や契約方法、さらには制度全体としての公平性、透明性の確保策などについて検討を行ってきたところでございます。

この検討会議のメンバーでございますが、行政委員会や区などの一部を除きまして、原則としてすべての局の課長クラスを中心に構成いたしてございまして、これまでに会議といたしましては3回開催をいたしました。また、必要に応じまして、随時、係長クラスへのワーキングなども重ねてきたところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ご答弁をいただきましたが、先週末、PFI推進委員会が開かれ、予定よりおくれて国のPFI基本方針もようやく策定されたようです。これによって国や地方自治体におけるPFI導入の機運がますます高まってくるかと思えます。そこで、国の基本方針の概要と、この方針を受けて本市では、今後どう取り組んでいくのか伺います。

◎君嶋武胤 総合企画局長 国のPFI基本方針の概要と本市の今後の取り組みということでございますが、まず、PFIの基本方針につきましては、PFI法第4条の規定によりまして、総理府に設置されたPFI推進委員会の議を経て内閣総理大臣が定めることとなっております。ご指摘のとおり、先週末に開催されましたPFIの推進委員会において基本方針の最終案が了承されまして、昨日、3月13日付で正式に告示されたということでございます。

この基本方針の概要でございますが、特定事業の選定に関する事項、民間事業者の募集及び選定に関する事項、民間事業者の責任の明確化等に関する事項、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項などとともに、自治体における特定事業の実施に関する基本的な事項が記されております。この基本的な事項でございますが、自治体においても民間事業者に対する公有財産の無償、もしくは低廉な対価での供用、財政等の支援、規制の緩和、民間発案に対する受け付け等の体制整備、公平性、透明性の確保などを図ることによりまして、PFIの円滑な実施に努めることが求められているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、このたび策定されました国の基本方針の趣旨を踏まえまして、外部の方々の意見もお聞きしながら本市としての基本的な考え方を取りまとめるとともに、制度面の動向等も見据えながら、引き続き庁内の検討会議の中で新事業手法導入に向けた仕組みづくりを検討いたしまして、具体化を目指してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ただいまの答弁で、PFIに対する方針づくりや仕組みづくりなど、本市の方向性は理解をいたしました。しかしながら、既に東京都の金町浄水場の発電事業、神奈川県立大学の建設など、幾つかの自治体で具体的な事業について検討しているようです。本市として、今後、導入を予定している具体的な事業はないのか伺います。

◎君嶋武胤 総合企画局長 P F I についてのご質問でございますが、国の基本方針の中では、今後、自治体が法律に基づく P F I 導入の比較、検討に当たって、重要なポイントが実はまだ明示されていないということがございます。具体的には国庫補助制度、地方債制度や交付税制度、それから事業者選定の評価基準といったことがまだはっきりしていないということがございますので、これは随時、逐次明らかになってくると期待はしておりますが、こうした制度面の整備動向を見きわめながら、本市の仕組みづくりを着実に進めていきたいと考えておりまして、その一環として中期計画事業を中心にモデル事業を選定して、具体的な事業推進について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ご答弁をいただきましたが、景気が低迷し、財政状況が厳しい自治体等にとりまして、民間の資金やノウハウを活用して社会資本を整備する P F I 事業は非常に魅力のあるものです。中期事業を中心にしてモデル事業を選定し、具体的な事業推進についても検討を行うということですので、ぜひ、早期に川崎市版 P F I 基本法の策定をしていただくよう強く要望しまして、質問を終わります。以上です。